

令和 6 年 8 月 19 日

重要事項説明書

訪問看護ステーションこうなん(介護保険)

利用者：様

事業者：医療法人仁和会

1、事業者の概要

事業者(法人)の名称	医療法人仁和会 埼玉江南病院
代表者氏名	理事長 石川 高明
所在地	〒360-0114 埼玉県熊谷市江南中央 2-7-2
法人設立年月日	昭和 35 年 3 月

2、サービスを提供する事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションこうなん
指定事業所番号	1163190394
所在地	埼玉県熊谷市江南中央 2 - 7 - 2
電話番号	048 - 577 - 5501
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
サービス提供地域	熊谷市 深谷市 東松山市 鴻巣市、行田市、寄居町、嵐山町、大泉町、ときがわ町、吉見町、川島町、他近隣地域は要相談。

3、営業時間

平日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分
休日	日曜日、12 月 30 日から 1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日

4、職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1 名	0 名	1 名
看護師	4 名	0 名	4 名

准看護師	0 名	0 名	0 名
作業療法士	0 名	0 名	0 名
精神保健福祉士	1 名	0 名	1 名

5、当事業者の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

連絡先：048-577-5501

担当部署：訪問看護ステーションこうなん

担当者：杉山直久、野中雅弘

※管理者不在の時は、別の職員が承ります。

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分(日曜日・12 月 30 日～1 月 3 日、8 月 13 日～8 月 15 日を除く)。

※その他、各地域の相談・苦情窓口

地域	苦情相談窓口	連絡先
熊谷市	長寿いきがい課	048-524-1111
行田市	高齢者福祉課	048-556-1111
深谷市	長寿福祉課介護保険関係	048-574-8544
東松山市	高齢介護課	0493-21-1460
鴻巣市	長寿いきがい課	048-541-1321
寄居町	健康福祉課	048-581-2121
嵐山町	長寿いきがい課	0493-62-0718
ときがわ町	福祉課	0493-65-0813

吉見町	健康推進課	0493-54-1511
川島町	健康福祉課	049-297-1811
大泉町	健康福祉部高齢介護課	0276-62-2121
大里広域	市町村圏組合介護保険課	048-501-1330
埼玉県	埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2761

※各市町村において苦情相談窓口が設置されています。

6、事業の目的・運営方針

(1)目的

事業運営体制の整備を図り、多様なニーズに対応できるよう努力し、その有する能力に応じ、住み慣れた地域でその人らしい生活が安心して送れるように、心のこもった質の高いサービスを提供します。また、アウトリーチにより、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施することにより、在宅生活の維持、向上をサポートしていきます。

(2)運営方針

- ・事業者は要支援又は要介護状態にある利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、精神・身体の特徴を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援を行います。
- ・訪問看護・介護予防訪問看護の実施において、利用者が関係する多種多様な関係機関との密な連携を図り、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは介護状態となることの予防のために適切なサービスの提供に努めます。

(3)サービスの内容

- (1) 日常生活が維持・向上できるための支援(衣食住が整うための具体的な支援)
- (2) 清拭・洗髪・爪切り・髭剃り・足浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の援助
- (4) 薬剤管理又は服薬指導
- (5) 精神状態の把握、病状安定・改善のための援助
- (6) 身体症状の把握や生活習慣に関する助言・指導
- (7) リハビリテーションやレクリエーション(散歩や体操)
- (8) 医療機関や他職種との連携
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) 地域で利用できるサービスや福祉制度の利用に関する情報提供及び、利用のための援助
- (11) その他医師の指示による医療処置
- (10)生活習慣病の予防など食事の献立を通して、栄養管理に対しての助言

7、利用する上での各種利用料金

- (1) 訪問看護での利用料金表(別紙参照)。
- (2) 交通費はいただきません。
- (3) キャンセル料はいただきません。

8、利用料金の支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分の利用料金を翌月 15 日までにお伝えしますので、下記の方法で 27 日までにお支払いください。

当ステーションでは、お支払方法は下記の 2 つの方法からお選びいただけます。

- ① 口座振替によるお支払いは指定の用紙にてお申し込みいただき、毎月 27 日に引き落としさせ

ていただきます。

- ②訪問時に請求書をお渡ししますので、現金と交換での支払いをお願いしています。なるべくお釣りの出ないようご用意願います。

9、非常災害時の対応

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、研修や訓練を定期的に行う努力をしております。また、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会や研修の実施などに取組みます。

10、解約権

事業者は、利用者が著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護サービスの利用目的を達成することが不可能になったとき、契約を解除することができます。

11、契約の開始及び終了

開始は、契約を結んだ日を基準とし、サービスを開始します。

終了は、次の事項に該当した場合に終了します。

- ① 利用者の要介護認定区分が自立と判断された場合
- ② 利用者及びその家族から契約の解除の意思表示がされた場合(主治医に確認します)
- ③ 事業者から契約解除の意思表示がなされた場合
- ④ 利用者が医療機関に入院又は介護保険施設など入所された場合
- ⑤利用者が死亡した場合

12、秘密の保持と個人情報の保護

- (1)利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作

成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2)事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。契約書の署名をもって同意いただいたものとします。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13、高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策などの必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施するなどの措置を講じます。

14、ハラスメントの防止・対応

(1)事業所は、訪問看護師等が安心して従事できる環境でなければ、利用者に対して信頼されるサービスが提供できないと考えます。そのため「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」を策定し、事業所内及び利用者等からのハラスメントに対して必要な措置を講じます。

(2)利用者及びその家族によりハラスメント行為がなされる場合は、契約書第 23 条の規定の禁止事項により契約を解除するなど厳正に対処します。

15、緊急時の対応

当事業所においてのサービスの提供中に、利用者の病状の悪化又は何らかの事故等あった場合は、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族 第1連絡先	氏名	
	ご連絡先	(自宅) (携帯)
ご家族 第2連絡先	氏名	
	ご連絡先	(自宅) (携帯)
その他		

担当者より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【利用者】住所

氏名 印

【ご家族】住所

氏名 印

【代理人】住所

氏名 印(続柄)